

補助対象経費  
報酬  
交通費、宿泊費

補助率  
10分の8

補助上限  
50万円／社

# 鳥取県「週1副社長」推進加速化補助金

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、**初めて**県外の副業・兼業人材を活用される県内事業者に対し、当該副業・兼業人材に支払う報酬と移動費(交通費・宿泊費)を助成します。

## 補助対象者

以下の全ての要件を満たしている事業者

- ① 鳥取県内に事業所を有していること。
- ② 補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助金、助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ③ とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して初めて副業・兼業人材を活用していること。
- ④ 副業・兼業人材と業務委託契約を締結していること。
- ⑤ 副業・兼業人材を活用する業務領域が、当該人材の実務経験などからその知見やノウハウを活用することが求められるものであること。

※「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

## 補助対象経費

補助対象者が負担する兼業・副業人材の活用に要する以下の経費

- ① 報酬 業務委託契約に基づき支払う報酬。ただし、1ヶ月当たり5万円以内を対象とする。
- ② 交通費 鉄道賃、船賃、航空賃、バス料金、自家用車利用料及び高速道路料金の実費。
- ③ 宿泊費 宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)とし、日当、食費は含まない。

### <補助対象経費についての注意点>

- ・補助対象経費は、業務委託契約期間内に支払われた経費とします。  
ただし、当該年度の2月末までに支払われたもので、かつ最長5ヶ月分とします。
- ・また、複数の副業・兼業人材と業務委託契約を締結した場合であっても、1名分のみを補助対象とします。  
※1名を超える人材分については、別の補助金(ビジネス人材副業・兼業活用補助金)の利用をご検討ください。
- ・交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限ります。
- ・自家用車利用料は、自家用車で移動した走行距離を算出(インターネット等の推奨ルートで距離計算)し、1kmあたり25円を乗じた額を助成対象経費とします。
- ・1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、対象外とします。
- ・補助対象経費の交通費及び宿泊費については、事業実施主体が負担したことを証する書類若しくは別紙2「副業・兼業業務に係る領収書」及び当該負担した経費の内訳を証する書類により算定を行うものとし、当該算定額が県の「職員の旅費等に関する条例」並びに関係する規則及び通知等に基づき計算した旅費の額を上回る場合は条例等に基づく額を限度とします。

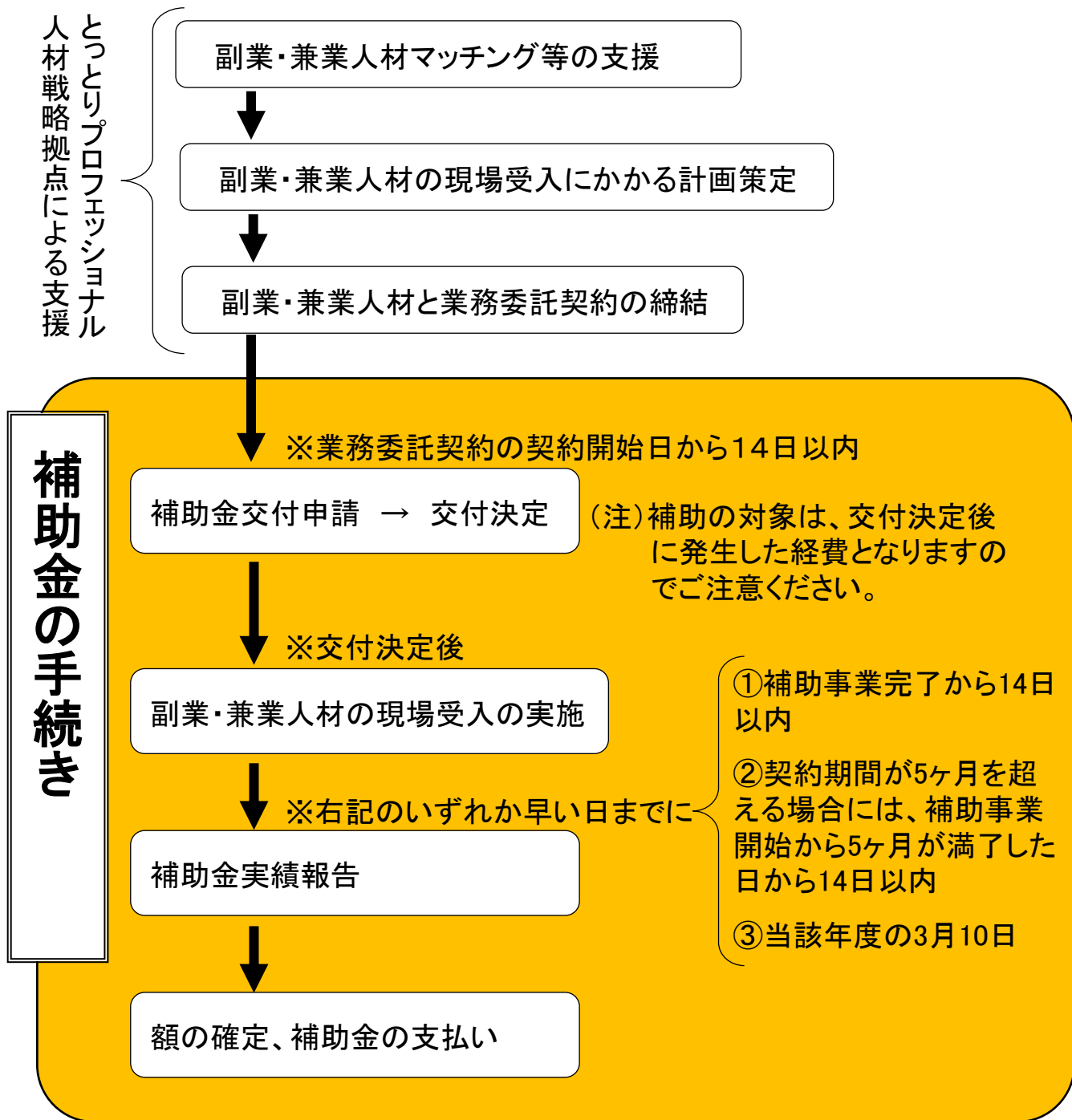
※県の職員の旅費等に関する条例等の規定による基準の例

ア 特別車両料金(グリーン車料金等)は原則対象外

イ 鳥取県内における宿泊費は、1泊あたり6,000円を上限

裏面もご覧ください

## 補助金申請手続きの流れ



## 補助金交付要綱・申請様式等

鳥取県公式HP (<https://www.pref.tottori.lg.jp/322505.htm>) から入手できます。

鳥取 副業 補助金

検索

経営戦略立案や経営課題の解決等に、副業・兼業人材の活用を御検討ください！

問合せ先

◆助成制度に関すること  
鳥取県立鳥取ハローワーク  
電話:0857-51-0501  
FAX:0857-51-0502

◆副業・兼業人材活用に関すること  
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点  
電話:0857-30-6720  
FAX:0857-30-6725